

2024年4月1日

各位

公益財団法人日本エステティック研究財団

「障害者差別解消法衛生事業者向けガイドライン」について

令和3年に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「法」という。)が改正され、事業者による合理的配慮の提供の義務化及び障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化をすることとされ、合理的配慮の提供の義務化については令和6年4月1日から施行されました。これを受け厚生労働省では「障害者差別解消法衛生事業者向けガイドライン」を下記のとおり改正しました。

障害を理由とする差別の解消を推進することを目的としていますのでエステティック事業者の皆様も障害のある方への対応にご注意ください。

障害の程度や特質は個人によって様々です。エステティックサービスを希望された場合は、丁寧に障害の程度や日常生活の状況を聞き取り、自身のスキルで安全にサービスが提供できるかを冷静に判断するようお願いいたします。(医師の助言や付き添いがあればサービス提供ができるなどを含む) サービスの提供をお断りする場合は、その理由を丁寧に説明しましょう。

記

障害者差別解消法衛生事業者向けガイドライン
～衛生分野における事業者が講ずべき障害を理由とする
差別を解消するための措置に関する対応指針～

[URL001238948.pdf \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp/content/0001238948.pdf)

以上